

要配慮者利用施設の避難確保計画
作成の手引き
(高潮編)

徳 島 県

令和3年11月

はじめに

近年、深刻化する地球温暖化により、台風の激化が懸念されています。

台風が毎年のように接近・通過し、沿岸部に多くの人口や施設等が集中する本県にとって、「高潮への備え」は、ますます重要なものとなっています。

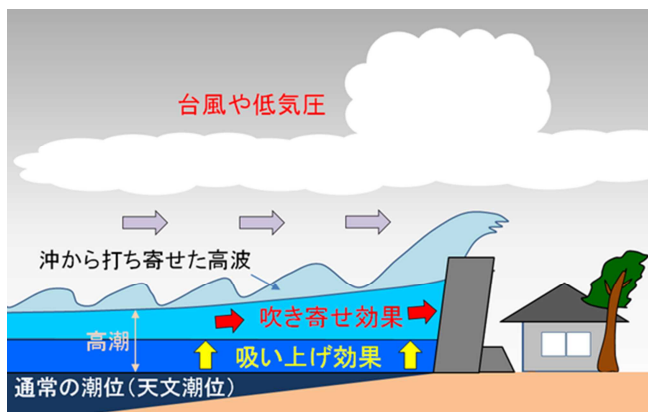
こうした中、平成30年9月、非常に強い勢力の「台風第21号」が日本を襲い、本県の対岸に位置する大阪港や神戸港では、過去最高の潮位が観測され、コンテナの海上流出、船舶の乗り上げといった甚大な被害が発生しました。また、関西国際空港では、滑走路が全面的に浸水し機能不全に陥るなど、高潮の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。

これを受け、本県では、堤防などの構造物によるハード対策で浸水範囲の低減を図るとともに、想定し得る最大クラスの高潮に対しては、「避難を柱としたソフト対策の充実が重要である」との考えのもと、「高潮浸水想定区域図」の公表をはじめ、「水位周知海岸」及び「高潮浸水想定区域」の指定など、避難につながる情報の充実・発信に取り組んできました。

これらの取組が、要配慮者利用施設における高潮時の円滑かつ迅速な避難に結びつくよう、このたび「要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き（高潮編）」を作成しました。各施設におかれましては、本手引きをもとに、避難確保計画を作成していただくとともに、計画に基づいた避難訓練の実施・結果の検証により、水災害からの「逃げ遅れゼロ」を目指し、より実効性の高い防災体制を構築していただきたいと思います。

<高潮とは>

台風や発達した低気圧が通過するときに、海面が大きく上昇する現象です。海面の上昇により、海水が海岸堤防等を超えると、一気に浸水します。



気象庁ホームページより

概要

○水防法の規定

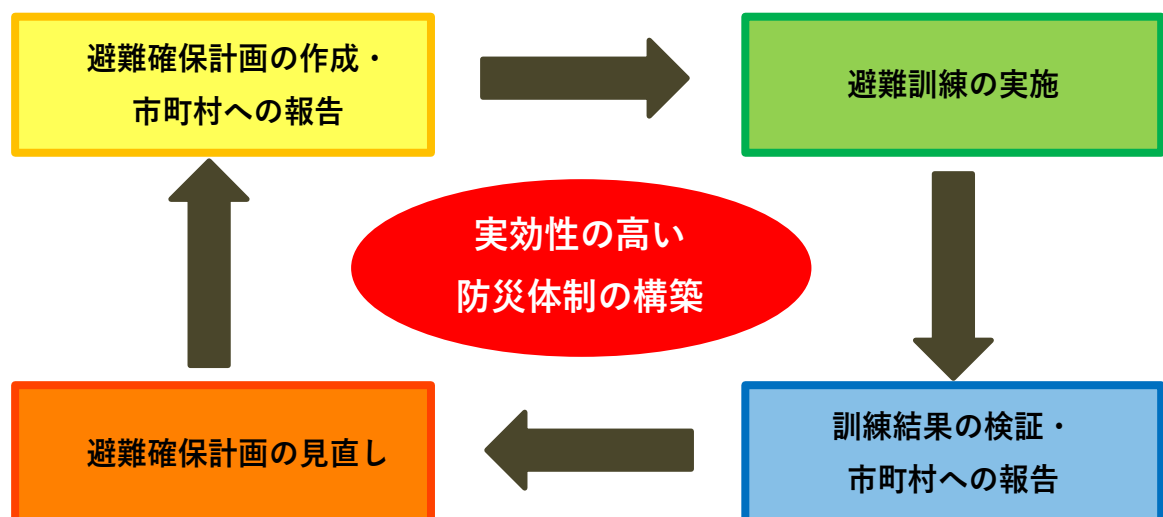
水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、以下の事項が規定されています。

- ・ 避難確保計画の作成の義務及び作成した計画の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項）
- ・ 避難確保計画に基づく避難訓練の実施義務及び訓練結果の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 5 項）
- ・ 自衛水防組織の設置の努力義務及び設置した場合の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 7 項、第 8 項）

< 参考 >

- ・ 避難確保計画は、消防計画など既存の計画に所定事項を追加する形でも作成可能です。
- ・ 自衛水防組織は、自衛消防団が既にある場合は、併用することができます。
- ・ 対象施設は、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

なお、現段階で、市町村地域防災計画に定められていない施設であっても、高潮浸水想定区域内にある施設については、避難確保計画の作成・見直し、避難訓練の実施等に取り組んでください。



○避難確保計画の作成時期

利用者等の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、早急に避難確保計画の作成を完了してください。

作成の手順

1 施設の高潮リスクの確認

施設が高潮浸水想定区域内に所在するか、次の方法で確認してください。

徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



スマートフォン版
QRコード

徳島県水防・砂防情報マップ

HOME 防災情報マップ ハザードマップ作成について GISデータダウンロード 解説 お問い合わせ

おすすめ防災情報マップから自然災害リスクを知る

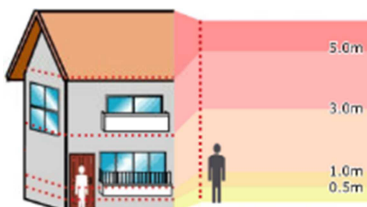
- 水害・土砂災害リスクマップ
- 水害リスクマップ**
- 土砂災害リスクマップ
- 砂防三法マップ
- 任意に進んでマップ表示



徳島県水防・砂防情報マップ

レイヤ透過率 40% 縮尺 およそ 1:8,000

高潮浸水想定区域にチェック



「浸水の目安」で施設が
どの程度浸水するか確認

2 施設が高潮浸水想定区域内に所在する場合・区域外に所在する場合

高潮浸水想定区域内外で、次のとおり取り扱いが変わります。

高潮浸水想定区域外・・・避難確保計画の作成は不要

高潮浸水想定区域内・・・避難確保計画の作成・市町村への報告及び
避難訓練の実施・訓練結果の市町村への
報告が必要

3 非常災害対策計画又は消防計画の有無

既存の計画がある場合、所定事項の追加等により避難確保計画とすることが可能ですが、ない場合は、次の「4 高潮に係る避難確保計画の作成」により、避難確保計画を作成してください。

4 高潮に係る避難確保計画の作成

高潮に係る避難確保計画は、次の内容を記載する必要があります。

①高潮時の防災体制に関する事項

②施設利用者の高潮時の避難の誘導に関する事項

③高潮時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

④高潮時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

⑤自衛水防組織を置く場合、

- ・水防管理者その他関係者との連絡調整、施設利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

- ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

- ・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

⑥①～⑤に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

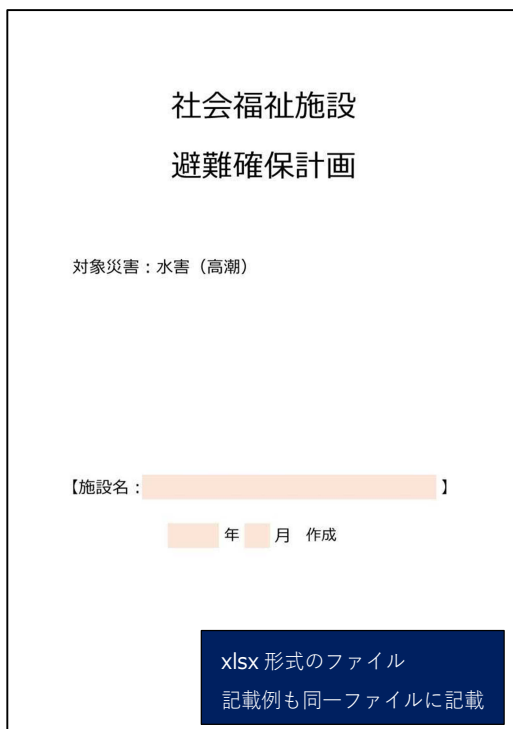
○計画の様式について

【国土交通省の手引き】

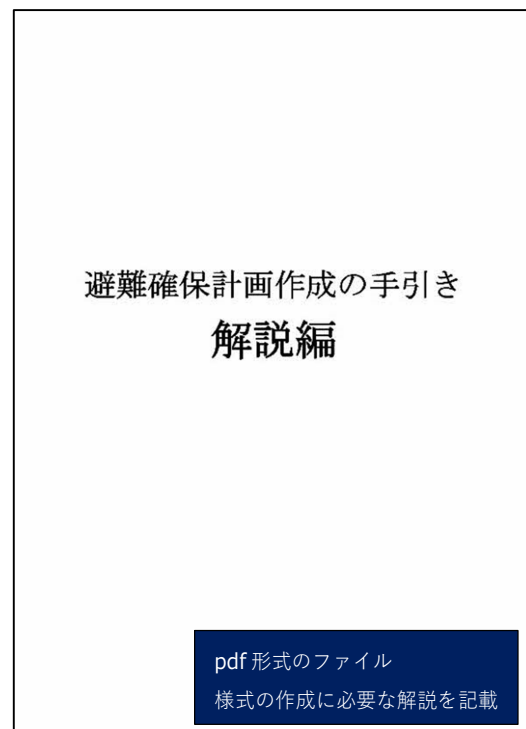
計画の作成については、国土交通省が手引きをホームページで公開しています（下記 URL 参照）。ダウンロードして使用してください。

URL <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

QRコード



避難確保計画作成の手引き - 【様式編】



避難確保計画作成の手引き - 【解説編】

○具体的な計画内容（標準的な記述、様式）

標準的な記述内容は、次のページ以降のとおりです。

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（高潮）

避難確保計画の対象となる災害
を確認してください

対象となる災害は、徳島県水防・砂防情報
マップや市町村のハザードマップ等で確認
してください。

施設名を記入してください

【施設名： 】

年 月 作成

作成年月を記入してください

記入する箇所を
桃色の空欄で
示しています。

■徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章 1.1(1) 対象となる災害

【施設名： ○○○○ 】

年 月 作成

このエクセルファイルの使い方

作業シートの必要な項目を記入してください。

記入する場所は桃色の空欄で示しています。

様式2は対象となる災害のみ記入してください。

自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

| | 施設の状況 | | | |
|----|-------|------|-----|------|
| | 平日 | | 休日 | |
| | 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 約 名 | 約 名 | 約 名 | 約 名 |
| 夜間 | 約 名 | 約 名 | 約 名 | 約 名 |

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて施設利用者数・施設職員数を記入してください。

災害が発生するおそれがある場合に、臨時従業員（パート、アルバイト等）や地域住民のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、いざという時に応援要請が可能な人数を確認しておいてください。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 時の時点で、全県下又は「 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。



事前の休業や休園を行うために、いつまでにどのような情報で判断するか記入してください。

記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)
施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

| | 施設の状況 | | | |
|----|--------|-------|-----|------|
| | 平日 | | 休日 | |
| | 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 約 27 名 | 約 9 名 | 約 名 | 約 名 |
| 夜間 | 約 9 名 | 約 2 名 | 約 名 | 約 名 |

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載
※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全県下又は「 〇〇市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2(5)
事前休業の判断について

高潮

様式 2

4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期 | 体制 | 活動内容 | 対応班(要員) |
|-----------|----------------|------|---------|
| | 注意レベル2 体制確立 | | |
| | 警戒レベル3 体制確立 | | |
| | 非常レベル4 体制確立 | | |

レベル2 注意体制
 ・災害モードへ気持ち切り替える。
 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制
 ・避難場所へ避難する準備を行う。
 ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制
 ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

| |
|--|
| |
|--|

夜間当直施設職員の増員やサービスの中止のほか、施設の休業や休園等を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認してください。

災害時の防災体制、体制区分ごとの活動内容、活動要員及び確立の基準等を記入してください。

大型台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まる場合の体制を記入してください。

高潮

記載例

4 防災体制

報告編 第1章4.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。
 《自衛水防組織を設置しない場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期 | 体制 | 活動内容 | 対応班(要員) |
|---|----------------|--|--|
| 以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意情報発表 | 注意レベル2 体制確立 | 気象・水位情報等の情報収集 | 総括・情報班(情報収集伝達要員) |
| 以下のいずれかに該当する場合 ・高潮警戒情報発表 ・高潮注意情報発表(高潮警戒に切り替える可能性が高い) | 警戒レベル3 体制確立 | 気象・水位情報等の情報収集 使用する武器材の準備 誘導者・要配慮者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 | 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) |
| 以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・暴風警報及び暴風警報発表 (当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合) ・高潮特別警報発表 ・暴風特別警報発表 | 非常レベル4 体制確立 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班(避難誘導要員) |

レベル2 注意体制
 ・災害モードへ気持ち切り替える。
 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制
 ・避難場所へ避難する準備を行う。
 ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制
 ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

様式 3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 情報の明示 | 収集方法 |
|--------|-------------------|------|
| 洪水予報等 | 気象警報、津波情報 | |
| | 洪水予報、水位到達情報 | |
| | 土砂災害警戒情報 | |
| | 高齢者等避難、避難指示 | |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 | |
| | 排水施設の稼働状況 | |
| | 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | |

情報収集は、水害に対する警戒体制をとるために重要な役割を果たします。防災情報の収集方法及び伝達方法等について記入してください。

・ 収集方法については、例を記載しています。SNS等、その他の方法も活用可能であれば記入してください。
 ・ 徳島県の水位周知海岸の潮位や雨量情報は、徳島県水防情報から入手できます。
 ・ 停電、サーバーの停止といった不測の事態も考えられるため、複数の情報収集方法を記入してください。
 ・ 迅速に情報収集ができるように、webサイトやアプリをお気に入りなどに登録しておいてください。

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 (避難場所) へ避難する。利用者引き渡しは (避難場所) において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

高潮に対応した避難場所を記入してください。

記載例

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 情報の明示 | 収集方法(例) |
|--------|-------------------|---|
| 洪水予報等 | 気象警報、津波情報 | テレビ |
| | 洪水予報、水位到達情報 | インターネット(情報提供機関のウェブサイト) |
| | 土砂災害警戒情報 | ラジオ:(AM000) |
| | 高齢者等避難、避難指示 | 防災行政無線、エリアメール・緊急通報メール、防災メール |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 | 施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施) |
| | 排水施設の稼働状況 | 市町村からのFAX(事前に調整) |
| | 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | 施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施) |

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

解説編 第1章1.4(1) 情報収集

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 A会 (避難場所) へ避難する。利用者引き渡しは A会 (避難場所) において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

解説編 第1章1.4(2) 情報伝達

【施設職員間の連絡手段】

- ・ 施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及びSNS等を活用することが重要です。
- ・ 連絡体制表は、市町村役場、消防署、警察署等の関係者と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことも有効です。(既存の名簿等がある場合は、それを利用してください。)

【保護者・家族への連絡手段】

- ・ 緊急連絡先に記載した保護者・家族等に電話やメールで連絡する際、あらかじめ伝達文を準備しておく、伝達が円滑に進みます。

6 避難誘導
(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

| 施設名 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
|-------------------------|--------|------|--------------------------|--------------------------|
| | | | 徒歩 | 車 |
| 施設名（洪水） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（内水） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（高潮） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（津波） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

| 施設名 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
|-------------------------|--------|------|--------------------------|--------------------------|
| | | | 徒歩 | 車 |
| 施設名（洪水） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（内水） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（高潮） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（津波） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | | m | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

| 建物名称 | 避難階 | 移動手段 |
|-------------------------|-----|------|
| 屋内安全確保（洪水） | 階 | |
| 屋内安全確保（内水） | 階 | |
| 屋内安全確保（高潮） | 階 | |
| 屋内安全確保（津波） | 階 | |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | 階 | |

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1
対応別避難誘導一覧表⇒様式11

- ・自力で避難が困難な利用者等を避難場所に搬送する場合は、搬送用車両を準備してください。
- ・施設の車両だけで不十分な場合は、バス・タクシーを保有する事業者等と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。

避難場所、避難先までの移動距離、移動手段を記入してください。

・避難場所は、徳島県水防・砂防情報マップや市町村のハザードマップ等で確認してください。

・施設の浸水深が大きい場合、浸水継続時間が長い場合は、立ち退き避難（水平避難）してください。

・立ち退き避難が危険な場合は、近くの安全な場所や施設上階等への屋内安全確保（垂直避難）を実施してください。

・避難場所は、高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等外における系列施設及び同種類施設、市町村が指定する指定緊急避難場所（対象とする災害を確認してください）の順に優先的に検討してください。

・当日の状況に応じて避難場所を選択できるように、あらかじめ複数の避難場所を検討してください。

・立ち退き避難は、避難完了に要する時間等を考慮して設定してください。

・屋内安全確保は、避難完了に要する時間、浸水深を考慮して避難する階を設定してください。

6 避難誘導
(1) 避難場所、移動距離及び手段

記載例

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

| 施設名 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
|-------------------------|---------------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 徒歩 | 車 |
| 施設名（洪水） | A会（系列グループホーム） | 2,000 m | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（内水） | A会（系列グループホーム） | 2,000 m | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（高潮） | A会（系列グループホーム） | 2,000 m | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（津波） | B神社 | 300 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | C高校（体育館） | 500 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

| 施設名 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
|-------------------------|--------------|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 徒歩 | 車 |
| 施設名（洪水） | C高校（体育館） | 500 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（内水） | C高校（体育館） | 500 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（高潮） | C高校（体育館） | 500 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（津波） | D小学校（校舎2階以上） | 350 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | C高校（体育館） | 500 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

| 建物名称 | 避難階 | 移動手段 |
|-------------------------|-------------|--------------------|
| 屋内安全確保（洪水） | 本施設 | 2 階 エレベーター、ストレッチャー |
| 屋内安全確保（内水） | 本施設 | 2 階 エレベーター、ストレッチャー |
| 屋内安全確保（高潮） | 本施設 | 2 階 エレベーター、ストレッチャー |
| 屋内安全確保（津波） | 指定無 | 階 |
| 施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり） | 本施設（斜面の反対側） | 2 階 エレベーター、ストレッチャー |

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。
※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1
対応別避難誘導一覧表⇒様式11

様式5

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

| 避難確保資器材一覧 | |
|-----------------------------------|-----|
| | 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | |
| 避難誘導 | |
| 施設内の一時避難 | |
| 衛生器具 | |
| 医薬品 | |
| その他 | |
| 浸水を防ぐための対策 | |
| 土砂災害に対する避難を確保するための対策 [※] | |

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 〇 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 〇 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 〇 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

必要な避難確保資器材を記入してください。

・薬と水をセットにして常備しておくなど、利用者のことをよく把握している従業員を含め、施設関係者全員で確認してください。
・常備薬等は、最低3日分は準備しておいてください。

記載例

解説編 第1章1.6

避難の確保を図るための施設の整備(様式5)

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧(例)

| 避難確保資器材一覧(例) | |
|-----------------------------------|---|
| | 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿(施設職員、利用者)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | 水(1人あたり9リットル)、食料(1人あたり9食分)、寝具、防護具 |
| 衛生器具 | おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋 |
| 医薬品 | 常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏 |
| その他 | 〇〇〇〇 |
| 浸水を防ぐための対策 | |
| 土のう、止水板、〇〇〇〇 | |
| 土砂災害に対する避難を確保するための対策 [※] | |
| 自家発電機、壁の補強、非常用サイレン(屋外設置)、〇〇〇〇 | |

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

解説編 第1章1.7

防災教育及び訓練の取組(様式7)

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

様式 6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

自衛水防組織を設置している場合は、
防災教育及び訓練の実施時期を記入
してください。

記載例

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

10 防災教育及び訓練の年間計画

様式7



職員に対し、避難確保計画の内容を共有するための「防災教育」及び避難訓練の実施予定日を記入してください。

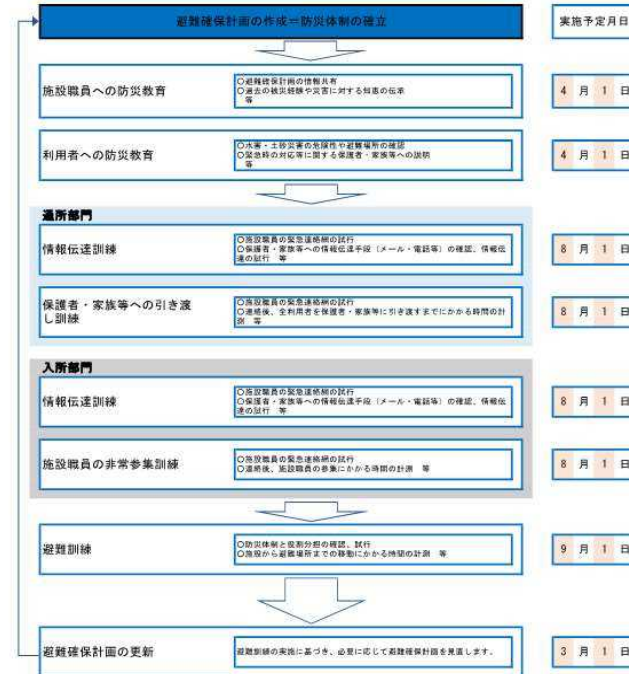
- ・ 職員のための訓練でも結構です。できる訓練から実施してください。
- ・ 防災教育では、災害ボランティアや防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことが有効です。
- ・ 訓練により課題を明らかにし、繰り返し改善を図っていくことが重要です。

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組(様式7)

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

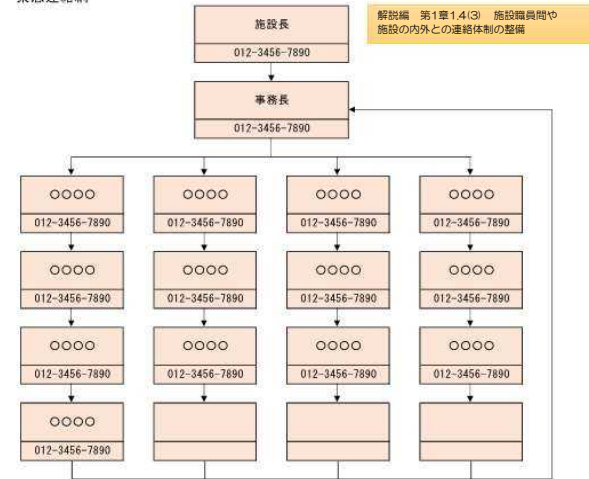
1.2 緊急連絡網

様式9

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.2 緊急連絡網

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

記載例

| | 連絡先 | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| 市町村（防災担当） | 012-3456-7890 | |
| 市町村（福祉担当） | 012-3456-7890 | |
| 消防署 | 012-3456-7890 | |
| 警察署 | 012-3456-7890 | |
| 避難誘導等の支援者 | 012-3456-7890 | |
| 医療機関 | 012-3456-7890 | |

※自衛水防組織を設置している場合は、このページは不要です。

様式12

15 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)

| | 担当者 | 役割 |
|--------------|---------|---|
| 情報収集 伝達委員 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員 ()名 | |
| 避難誘導委員 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員 ()名 | |

自衛水防組織を設置しない場合、防災体制(対応する職員の役職・氏名など)を記入してください。

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、対応要員)

記載例

15 防災体制一覧表

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

| | 担当者 | 役割 |
|--------------|-------------------------|---|
| 情報収集 伝達委員 | 班長 (管理職員) | <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員 ()名 ○○○○ ○○○○ | |
| 避難誘導委員 | 班長 (管理職員) | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員 ()名 ○○○○ ○○○○ | |

災害発生のおそれがある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておいてください。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておいてください。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

| | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
|----------|--------------------------------------|---|-----------|
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・施設職員全員 |
| 応援当番職員参集 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集 ・避難準備 | ・防災当番施設職員 |
| 全職員参集 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・高齢者等避難が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導 | ・施設職員全員 |

※自衛水防組織を設置していない場合は、
このページは不要です。

別添

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

記載例

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

※自衛水防組織を設置していない場合は、このページは不要です。

別表 1

自衛水防組織の構成と任務

統括管理者 () (代行者)

| | 担当者 | 役割 |
|--------|---------|---|
| 総括・情報班 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員 ()名 | |
| 避難誘導班 | 班長 () | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員 ()名 | |

自衛水防組織を設置している場合、防災体制(対応班の職員の役職・氏名など)を記入してください。

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、対応要員)

記載例

自衛水防組織の構成と任務

統括管理者 (施設長) (代行者 事務長)

| | 担当者 | 役割 |
|--------|-------------------------|---|
| 総括・情報班 | 班長 (管理職員) | <input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 |
| | 班員 ()名 ○○○○ ○○○○ | |
| 避難誘導班 | 班長 (管理職員) | <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 |
| | 班員 ()名 ○○○○ ○○○○ | |

別表 2

自衛水防組織整備品リスト

| 任務 | 整備品 |
|--------|---------------------|
| 総括・情報班 | 名簿(施設職員、利用者等) |
| 避難誘導班 | 様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。 |

記載例

自衛水防組織整備品リスト

| 任務 | 整備品 |
|--------|---------------------|
| 総括・情報班 | 名簿(施設職員、利用者等) |
| 避難誘導班 | 様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。 |

災害発生のおそれがある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておいてください。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておいてください。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

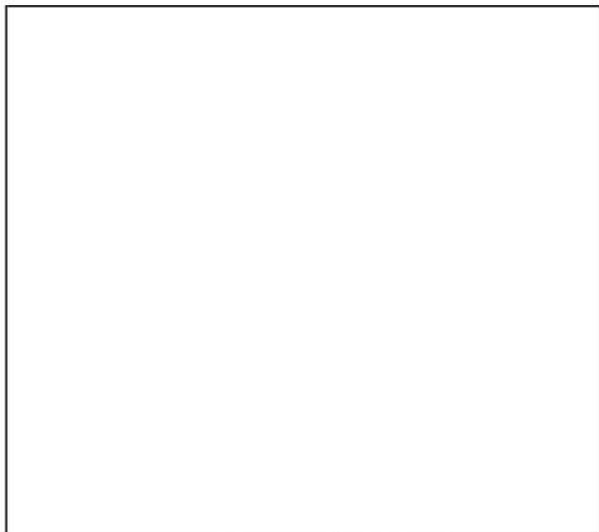
| | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
|----------|--------------------------------------|---|-----------|
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・施設職員全員 |
| 応援当番職員参集 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集 ・避難準備 | ・防災当番施設職員 |
| 全職員参集 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・高齢者等避難が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導 | ・施設職員全員 |

別紙 1

【施設周辺の避難地図】

高潮時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

| | 立退き避難 | | 屋内安全確保 |
|----|--------|--------|--------|
| | 避難場所 1 | 避難場所 2 | |
| 洪水 | | | |
| 内水 | | | |
| 高潮 | | | |
| 津波 | | | |
| 土砂 | | | |



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

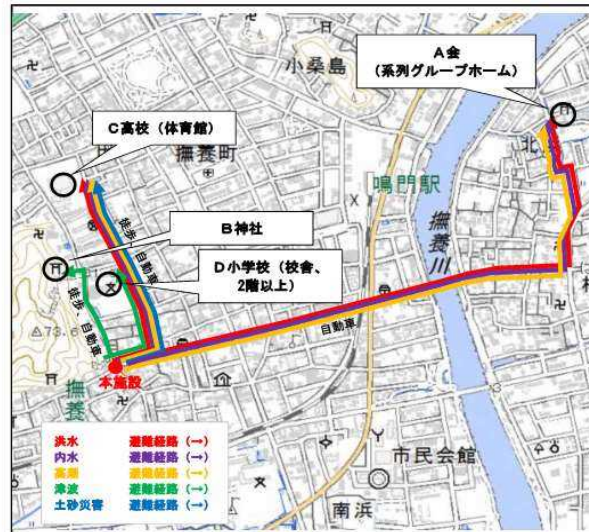
解説編 第1章19
施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）

記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

| | 立退き避難 | | 屋内安全確保 |
|----|---------------|--------------|---------------|
| | 避難場所 1 | 避難場所 2 | |
| 洪水 | A会（系列グループホーム） | C高校（体育館） | 本施設2階 |
| 内水 | A会（系列グループホーム） | C高校（体育館） | 本施設2階 |
| 高潮 | A会（系列グループホーム） | C高校（体育館） | 本施設2階 |
| 津波 | B神社 | D小学校（校舎2階以上） | 指定無 |
| 土砂 | C高校（体育館） | C高校（体育館） | 本施設（斜面の反対側）2階 |



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

5 避難確保計画の作成・変更後の対応

避難確保計画を作成・変更した場合には、次ページの文書とともに、**市町村防災担当部局へ報告**してください。

○市町村地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められている場合

→様式1の記載例を参考に送付文を作成し、避難確保計画とともに市町村防災担当部局へ報告

○市町村地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められていない場合

→様式2の記載例を参考に送付文を作成し、避難確保計画とともに市町村防災担当部局へ報告

(例)

様式 1

第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 殿

〇〇保育所、特別養護老人ホーム〇〇

理事長、施設長 〇〇 〇〇 印

水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく避難確保計画について

このことについて、別添のとおり定めましたので、報告します。

(例)

様式 2

第 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 殿

〇〇保育所、特別養護老人ホーム〇〇
理事長、施設長 〇〇 〇〇 印

高潮に係る避難確保計画について

このことについて、別添のとおり定めましたので、報告します。